

第5回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日(月)午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 6号 非農地証明の結果報告について

第 5 議 第 25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について

(所有権の移転)

第 7 議 第 27号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第 8 議 第 28号 川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

本日は総会終了後研修会を予定しておりますが、農地利用最適化推進委員との連携をとって進めていただければと存じます。総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第5回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。7番船山マサエ委員、8番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第6号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

1ページをご覧ください。報告第6号、非農地証明の結果報告について。件数は2件です。

(非農地証明についてを朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第25号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

4ページをご覧ください。議第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第25号1番について朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。議第26号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は3件です。

(議第26号1番から3番について朗読により説明)

1番について、県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年8月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の「第1種農地」と判断されます。内容は太陽光パネル設置です。

所在は、川西町大字玉庭で、玉庭地区交流センター「四方山館」南側に位置しています。資料1ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になります。資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、預金通帳の残高証明で確認しています。

太陽光パネル設置のための、東北経済産業局の認定通知、東北電力の受給契約の通知を確認しています。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

2番について、県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年10月末日で完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内の「第1種農地」と判断されます。内容は家庭菜園と雪捨て場の設置です。隣接している宅地も譲受人が購入するもので、申請地の畑を家庭菜園、雪捨て場として同時に取得するための申請です。所在は、川西町大字洲島、北郷で、吉島小学校から県道米沢南陽線を北に約1600mに位置しています。資料3ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になり、4ページは土地利用計画図になります。

資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、残高証明で確認しています。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号3番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年10月末日で完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内の「第1種農地」と判断されます。内容は障害児通所施設の駐車場及び遊び場の設置です。隣接している住宅及び物置も譲受人が取得し、障害児通所施設として活用し、宅地の周辺に駐車場及び遊び場の設置内容です。譲受人は、高島町を中心に障害福祉サービス及び障害児通所支援事業を行っております。

所在は、川西町大字高山で、高山の八幡神社から北西200m、ひまわりラーメンから北に100mに位置しています。資料5ページの丸で囲われた部分が今回の申請地になり、6ページが土地利用計画図になります。資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、残高証明で確認しています。雨水については、地下浸透、10cm程度盛土の予定です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。5番後佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、平成29年6月16日 新野庄右工門委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請の土地は、玉庭地区交流センターの主要地方道川西小国線を挟んだ東側の「畑」であります。現在は休耕中でありました。造成の予定はなく、太陽光パネルの設置であり、周辺の農地への影響はないと思われれます。

番号2番について、平成29年6月16日 新野庄右工門委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉島の洲島地内の住宅に隣接した「畑」であります。周辺の「農地」とは、完全に切り離されており、現在も家庭菜園として利用されておりました。宅地の一部になっており、周辺の農地への影響はないと思われれます。

番号3番について、平成29年6月16日 新野庄右工門委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請の土地は、中郡高山地内の住宅に隣接した「畑」であります。現地確認時に申請地の畑の中に水路が整備されており、その後、水路は米沢平野土地改良区所有と確認し、事務局で使用許可について確認しております。また、申請地に既に車庫が建てられており、違反転用となりますので、譲り渡し人から始末書が提出されております。

さらに、雪捨て場予定地は家庭菜園も兼ねるといことです。申請地は宅地と一体化し

ており、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第27号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第27号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求め

(議第27号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、お諮りします。本件について前年度の点検・評価結果並びに、当該年度の目標及び活動計画を原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって本件について原案のとおり決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第28号 川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第28号、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項に基づき、川西町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成したので審議を求めます。

(議第28号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問等があればお受けいたします。

2番 鈴木秀男委員

遊休農地の解消については、農地利用最適化推進委員と農業委員が一体となって取り組みをしていくことが望まれます。また、早い段階で遊休農地の対策会議を立ち上げ、協議していくことも必要と考えます。そのうえで、具体的な目標面積を掲げることが最良の方法であり、現段階での指針における遊休農地の解消目標は、文言で表記することを要望します。

議長 大沼藤一

他にご質問等ありませんか。なければ、現段階での指針における遊休農地の解消目標は、文言で表記することで、その他は原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件については第2の1の(1)遊休農地の解消目標は数字でなく、文言で表記することで、その他は原案の内容で決定します。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第5回川西町農業委員会総会を閉会いたします。